利　用　料　金　表

看護小規模多機能型居宅介護
こめっと台原
2025.4.1現在

■同一建物に居住する以外の方

要介護度	１ヶ月利用単位数	自己負担額			特記事項
		1割負担	2割負担	3割負担	
要介護１	12,447 単位	12,858円	25,716円	38,574円	○１ヶ月単位の包括料金 （月額固定：定額制） ○月途中での利用開始及び解約（利用中止）時は月額料金を日割りで算出し請求
要介護２	17,415 単位	17,990円	35,980円	53,969円	
要介護３	24,481 単位	25,289円	50,578円	75,867円	
要介護４	27,766 単位	28,683円	57,365円	86,047円	
要介護５	31,408 単位	32,445円	64,889円	97,334円	

■同一建物に居住する方

要介護度	１ヶ月利用単位数	自己負担額			特記事項
		1割負担	2割負担	3割負担	
要介護１	11,214 単位	11,584円	23,168円	34,752円	○１ヶ月単位の包括料金 （月額固定：定額制） ○月途中での利用開始及び解約（利用中止）時は月額料金を日割りで算出し請求
要介護２	15,691 単位	16,209円	32,418円	48,627円	
要介護３	22,057 単位	22,785円	45,570円	68,355円	
要介護４	25,017 単位	25,843円	51,685円	77,528円	
要介護５	28,298 単位	29,232円	58,464円	87,696円	

■短期利用

要介護度	1日利用単位数	自己負担額			特記事項
		1割負担	2割負担	3割負担	
要介護１	571 単位	590円	1,180円	1,770円	
要介護２	638 単位	659円	1,318円	1,977円	
要介護３	706 単位	730円	1,459円	2,188円	
要介護４	773 単位	799円	1,597円	2,396円	
要介護５	839 単位	867円	1,734円	2,600円	

■各種加算

加算項目	算定基準・算定内容	利用単位数	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	初回利用から起算し３０日以内の期間算定 ３０日を超える入院後の利用再開時も算定	30 単位 /日	30円	61円	91円
認知症加算（Ⅰ）	（Ⅱ）の取り組みに加えて認知症実践者研修受講者を1名以上配置。介護職員・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し実施	920 単位 /日	935円	1,871円	2,806円
認知症加算（Ⅱ）	認知症実践者リーダー研修受講者が2名以上配置し、認知症ケアに関する伝達もしくは会議を定期的に開催。日常生活自立度Ⅲ以上の登録者。	890 単位 /日	905円	1,810円	2,715円
認知症加算（Ⅲ）	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の登録利用者	760 単位 /月	772円	1,545円	2,318円
認知症加算（Ⅳ）	要介護２に該当する認知症日常生活自立度Ⅱの登録利用者	460 単位 /月	467円	935円	1,403円
若年性認知症利用者受入加算	受入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当を定めている場合	800 単位 /月	813円	1,627円	2,440円
口腔・栄養スクーリング加算（Ⅰ）	利用開始時および利用中6月ごとに、利用者の栄養状態および口腔の健康状態について確認し、その情報を担当の介護支援専門員に提供していること	20 単位 /6か月	20円	40円	61円
口腔・栄養スクーリング加算（Ⅱ）	口腔健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、介護支援専門員に情報提供した場合	5 単位 /6か月	5円	10円	15円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能向上を目的とし、ST・歯科衛生士・看護職員を1名配置し、口腔清掃、摂食・嚥下訓練指導を実施し、心身の向上に認められるものを行う場合（３月以内に月２回）	150 単位 /回	152円	305円	457円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	(Ⅰ)の取組に加え指導計画等の情報を厚労省に提出し、適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること。（３月以内に月２回）	160 単位 /回	162円	325円	488円
栄養アセスメント加算	管理栄養士を１名以上配置し、看護・介護職員等と栄養アセスメントを実施する場合。※その他用件あり	50 単位 月	50円	101円	152円
栄養改善加算	管理栄養士等が栄養ケア計画を作成し、必要に応じて居宅を訪問しての改善サービスの実施、栄養状態の記録をしている場合。	200 単位 /回	203円	406円	610円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	介護職員・看護師・介護支援専門員等が共同し褥瘡ケア計画を作成している場合。※その他３つの要件あり	3 単位 /月	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	(Ⅰ)要件を満たす時、利用開始時褥瘡発生リスクがあるとされた方の発生がない場合。	13 単位 /月	13円	26円	39円
緊急時対応加算	24時間電話等により常時対応出来る体制にあって、計画外の緊急時に訪問サービスまたは宿泊に対応する時に算定	774 単位 /月	787円	1,574円	2,361円
特別管理加算(Ⅰ)	胃瘻や経鼻栄養、気管カニューレ、留置カテーテル、ドレーンなどを使用している者に対し計画的な管理をした場合	500 単位 /月	508円	1,017円	1,525円
特別管理加算(Ⅱ)	各種在宅療養の指導を受けている者や人工肛門の使用、重度の褥瘡、主に透析や人口肛門などが認められる者に対して計画的な管理をした場合	250 単位 /月	254円	508円	762円

看護体制強化加算（Ⅰ）	看護体制加算の算定要件を満たし、高度な医療を望むご利用者に対する訪問看護体制を整え、提供した場合かつターミナルケア加算を算定した場合	3000 単位 /月	3,051円	6,102円	9,153円
看護体制強化加算（Ⅱ）	看護体制加算の算定要件を満たし、高度な医療を望むご利用者に対する訪問看護体制を整え、提供した場合	2500 単位 /月	2,542円	5,085円	7,627円
ターミナルケア加算	死亡日および死亡日前2週間以内に、2日以上ターミナルケアの実施をした場合	2500 単位 /月	2,542円	5,085円	7,627円
退院時共同指導加算	病院、診療所または介護老人保健施設の主治の医師や職員と、在宅で療養する上で必要な指導を行い、その内容を文書により提供する場合。初回訪問に入った際に算定。	600 単位 /回	610円	1,220円	1,830円
訪問体制強化加算	訪問サービス担当職員を２名以上配置し、訪問サービスの延べ回数が月２００回以上行われている場合	1000 単位 /月	1,017円	2,034円	3,051円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	（Ⅱ）の要件に加えて、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取り組みを事業所の特性に応じて1つ以上実施	1200 単位 /月	1,220円	2,440円	3,661円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	多様な職種が共同して介護計画の見直しを行い、且つ利用者の地域における活動の機会が確保されている場合	800 単位 /月	813円	1,627円	2,440円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上の場合	750 単位 /月	762円	1,525円	2,288円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合	640 単位 /月	650円	1,301円	1,952円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	従業者の総数に占める、介護福祉士40%以上、又は常勤職員60%以上、又は勤続年数７年以上が30%である場合	350 単位 /月	355円	711円	1,067円
科学的介護推進体制加算	利用者の心身の状況等情報を厚労省に提出していること。必要に応じて介護計画の見直し、サービスを適切かつ有効に提供するために情報を活用していること。	40 単位 /月	40円	81円	122円

介護職員処遇改善加算	介護職員の雇用安定化に向け、介護職員の資質向上に向けた教育研修を実施し、且つ労働保険法に適合した適切な運営を行っている事業所を対象とした加算です。 ※下記4種類の加算は項目要件を満たす場合のみ、適合加算区分を算定可能	
	処遇改善加算（Ⅰ）	（基本算定＋加算）×0.149を加算／月
	処遇改善加算（Ⅱ）	（基本算定＋加算）×0.146を加算／月
	処遇改善加算（Ⅲ）	（基本算定＋加算）×0.134を加算／月
	処遇改善加算（Ⅳ）	（基本算定＋加算）×0.106を加算／月

■介護保険の給付対象とならないサービス費用

食事代	朝食：450円　昼食：650円　夕食：650円　日額1,750円※当日キャンセルの場合も食事代を請求させて頂きます
おやつ代	1回　100円　※おやつ提供時に請求させて頂きます
宿泊代	1泊　3,100円　※泊まり利用時にお部屋代金として計上します。
洗濯代	1回　150円　※こめっと台原で洗濯を行った場合のみ計上します。
おむつ代	リハビリパンツ1枚　　円/テープ式おむつ1枚　　円/尿パッド　　円
個人専用の家電製品使用料	1日　110円　※個人専用の家電製品を持ち込みした場合に計上します。
レクリエーション クラブ活動・外出費用等	ご希望に応じて、参加に要する実費額をご請求します。
口座振替手数料（税込）	1回　88円　※利用料金を口座振替で支払う場合に請求させて頂きます。

【利用料金の算出方法について】

介護保険法改正に伴い、公務員（国家公務員または地方公務員）の地域手当に準拠する見直しがなされ、
民間事業者の賃金水準を基礎とした地域区分が設定されました。こめっと台原は「6級地」という区分に属し、
下記金額で算出することとなりました。詳細な利用料金については、担当者にお問い合わせ下さい。

＜6級地＞　　1単位 ＝ 10.33円

本料金表は、基本料金・各種加算を1単位＝10.33円として表記しております。不明な点がございましたら、担当者までご連絡下さい。